

直江津区地域協議会だより

令和4年3月25日発行(第71号) 発行:直江津区地域協議会 編集:北部まちづくりセンター

★令和3年度地域活動支援事業を活用した事業を紹介します

『なおえつ物語』発信事業 (団体名:三八朝市周辺まちづくり協議会)

直江津の偉人・福永十三郎と関わりの深い「越ノ海勇蔵」供養塔の囲いと看板を整備しました。完成イベントでは、「義人・福永十三郎物語」の紙芝居を上演しました。



★地域協議会を開催しました

第15回地域協議会 《2月15日(火) 午後6時30分～ レインボーセンター》

【報告事項】三の輪台いこいの広場に係るサウンディング型市場調査の結果について
: 産業政策課が説明

【協議事項】令和4年度地域活動支援事業について: 直江津区の採択方針等を決定

【自主的審議事項】直江津まちづくり構想について: 三八朝市についての班別協議の結果報告

第16回地域協議会 《3月15日(火) 午後6時30分～ レインボーセンター》

【報告事項】三の輪台いこいの広場プロポーザルによる利活用事業者募集要項(案)について
: 産業政策課が説明

【協議事項】令和4年度地域活動支援事業について: 審査スケジュールを決定

会議録は、北部まちづくりセンターや市のホームページ等でご覧いただくことができます。

地域の課題解決のために、地域協議会で話し合っほしい案件がありましたら、北部まちづくりセンターまでお気軽にお寄せください。

お問い合わせ

北部まちづくりセンター 上越市中央1-16-1 上越市レインボーセンター内
TEL: 531-1337 FAX: 531-1338 メール: hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

裏面もご覧ください

【諮問事項】市民いこいの家の温浴機能の廃止 及びその後の利活用について



第13回地域協議会（1月18日開催）において、市からの諮問を受け、市民いこいの家の温浴機能を廃止し、その後の利活用を図ることについて、住民生活に及ぼす影響の観点から審議しました。（結果は下表のとおり）

諮問内容 (理由)	第4次上越市公の施設の適正配置計画に基づき、温浴施設は民間事業者においても提供されていることから、市民いこいの家の温浴機能を廃止すること及び温浴機能の廃止後は、高齢者の趣味活動の場や地域の皆さんの交流の場等として活用することに関し、直江津区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を求めるもの。
答申内容	温浴機能の廃止について、支障ありと判断します。
答申理由	当該施設における温浴機能の廃止及びその後の利活用については、公の施設の適正配置計画を進める中で、民間事業者の整備状況や次世代への負担軽減などの趣旨から諮問された市の方針に理解を示す委員もいたものの、当地域協議会で「地域住民の生活への支障」の有無について採決した結果、同数となり、最終的に会長の決するところにより「地域住民の生活に支障あり」としました。 「地域住民の生活に支障あり」とした理由としては、利便性の面に関して「近くで利用しているので、民間だとバスで行く必要がある」「民間の利用料は高いので、公の施設であるいこいの家の温浴機能を残してほしい」のほか、地域住民への周知の面からは「回覧による周知が2町内会だけである。十分な説明とは言えない」とするものです。

地域協議会の答申を受け、市から下記のとおり今後の方針通知がありました。（2月16日付け）

市民いこいの家の温浴機能の廃止につきましては、令和2年8月25日及び9月29日に、貴区地域協議会に対して、市全体の適正配置の取組方針を始め、施設の概要、利用者数の推移、利用状況及び収支状況等を説明したうえで、「温浴施設は、民間事業者においても提供されていることから温浴機能を廃止し、建物の利活用を検討する」とした考え方について、一定のご理解をいただいたと判断したことから、「第4次上越市公の施設の適正配置計画」に登載したものであります。

また、その際に、温浴機能の廃止後の利活用について検討し示すこと、さらに、市が温浴機能を廃止するとして理由を丁寧に説明することについて要望をいただきました。

これらの要望を踏まえ、市では、老朽化が進む春日山荘で実施している趣味講座の皆さんの意向をお伺いしたうえで、その機能を移転し「高齢者の趣味活動の場」や「地域の皆さんの交流の場」等として活用する方針とし、あらためて、温浴機能を廃止するとして考え方と施設の利活用方針について、温浴の利用者と施設の利用団体の皆さんを始め、地元町内会（石橋1、2丁目、東雲町1、2丁目）の皆さんへの説明と周知に努めてきたところであり、これらの取組を通じて、利用者及び地元町内会の皆さんからは、一定のご理解をいただけたものと考えております。

なお、これらの経緯については、令和3年12月21日及び令和4年1月18日に貴区地域協議会に報告、説明したところであります。

市といたしましては、貴区地域協議会と協議しながら、利用者等の皆さんのご理解が得られるよう丁寧に進めてきたところであり、この度、貴区地域協議会から地域住民への利便性の面や周知の面から「支障あり」との答申をいただいたところではありますが、市民いこいの家の温浴機能の廃止につきましては、令和4年度において、引き続き協議させていただくことといたします。